本原原発第３８号
令和２年１２月１１日

原子力規制委員会　殿

名古屋市東区東新町１番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員　林　欣吾

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定
変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の２４第１項の規定に基づき，下記のとおり浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請致します。

記

１．変更の内容

昭和４９年５月２７日付４９原第４７１９号で認可を受け，別表のとおり変更認可を受けた浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定について，別添（１）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）」の変更後欄及び別添（２）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）」の変更後欄のとおり変更する。（ただし，下線及び変更箇所表示部は含まない。）

２．変更の理由

（１）浜岡原子力発電所１号原子炉及び２号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

「浜岡原子力発電所１号原子炉及び２号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」（以下「廃止措置計画変更認可申請書」という。）について，原子力規制における検査制度の見直しに伴い，令和２年８月１８日付け本原浜岡発第１０７号をもって変更認可を申請した。

この廃止措置計画変更認可申請書の反映のため，関連条文の変更及び第２編添付－３の削除を行う。

（変更する条文）

・第２編第１２条（対象施設・設備等の供用終了確認）
・第２編第２３条（地震又は火災等発生時の対応）
・第２編第６１条（施設管理計画）
・第２編第６２条（廃止措置対象施設の維持管理）

（２）１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事及び１，２号炉の解体撤去物のクリアランスに係る業務の進捗に併せ，排気筒（１号及び２号炉共用）エリアの管理区域解除及びクリアランス第３建屋の管理区域設定を行う。また，廃止措置工事課長が管理するエリア放射線モニタの数量の変更を行う。このため，関連条文及び添付を変更する。

（変更する条文及び添付）

・第１編第９６条（周辺監視区域）
・第１編第９９条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
・第１編添付－２（管理区域図）
・第１編添付－３（保全区域図）
・第２編第５１条（周辺監視区域）
・第２編第５４条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
・第２編第５５条（放射線計測器類の管理）
・第２編添付－２（管理区域図）

（３）原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用の変更

原子力発電保安審議会（以下「保安審議会」という。）における審議事項に係る運用に関して，「あらかじめ保安審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた軽微な事項は審議事項としない」旨を規定し，浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の軽微な変更は保安審議会

の審議事項とはしない運用に変更する。このため，関連条文の変更を行う。

（変更する条文）
・第１編第６条（原子力発電保安審議会）
・第２編第６条（原子力発電保安審議会）

（４）記載の適正化

現行保安規定の一部の条文において，他の条文で引用する条番号等に誤記があるため修正する。また，その他保安規定の一部の条文について，記載の適正化を行う。

（変更する条文）
・第１編第６条（原子力発電保安審議会）
・第１編第７条（原子力発電所保安運営審議会）
・第１編第８６条の２の２（放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理）
・第１編第８６条の４（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）
・第１編第１０６条（施設管理計画）
・第２編第６条（原子力発電保安審議会）
・第２編第７条（原子力発電所保安運営審議会）
・第２編第１７条（廃止措置のために導入する装置）
・第２編第４１条の２の２（放射能濃度確認対象物の管理）
・第２編第４１条の４（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）
・第２編第６１条（施設管理計画）
・第２編第７３条（所員への保安教育）
・第２編第７５条（記　　録）

３．施行期日

本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。ただし，第１編及び第２編の添付－２のうち，管理区域図１（管理区域全体図）中及び管理区域図７８（排気筒解体用エリア）中の「排気筒解体用エリア」の削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒解体用エリアの解体準備が完了し，排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。第１編及び第２編の添付－２のうち，管理区域図内訳中の「管理区域図７９　クリアランス第３建屋」，管理区域図１（管理区域全体図）中の「クリアランス第３建屋」及び「管理区域図７９　クリアランス第３建屋」については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。また，第１編の第９６条の

「図９６　周辺監視区域」，第９９条の「図９９　周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所」，添付－２のうち，管理区域図１０（１号炉希ガスホールドアップ装置建家地下１階，１階，２階，３階，屋上）及び添付－３，第２編の第５１条の「図５１　周辺監視区域」，第５４条の「図５４　周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所」及び添付－２のうち，管理区域図１０（１号炉希ガスホールドアップ装置建家地下１階，１階，２階，３階，屋上）並びに第１編及び第２編の添付－２のうち，管理区域図内訳中の「管理区域図７８」の欠番表示，管理区域図１（管理区域全体図）中の「排気筒」の削除及び管理区域図７８（排気筒解体用エリア）の削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

以　上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可番号
1	昭和５０年7月１５日	５０原第６０３１号
2	昭和５０年１０月１５日	５０原第８０８５号
3	昭和５１年6月１日	５１安第３２３８号
4	昭和５１年１２月１３日	５１安（原規）第１８６号
5	昭和５２年5月３１日	５２安（原規）第１３４号
6	昭和５２年１０月３日	５２安（原規）第２７０号
7	昭和５３年1月２６日	５３安（原規）第１６号
8	昭和５４年7月１０日	５４資庁第８３４８号
9	昭和５４年9月６日	５４資庁第９９８９号
１０	昭和５４年１０月２２日	５４資庁第１２０９７号
１１	昭和５４年１２月８日	５４資庁第１５９３１号
１２	昭和５５年5月６日	５５資庁第４９４０号
１３	昭和５５年8月５日	５５資庁第９５２８号
１４	昭和５５年8月２９日	５５資庁第１０６０２号
１５	昭和５６年3月３０日	５６資庁第２６６２号
１６	昭和５６年6月１９日	５６資庁第７４４４号
１７	昭和５６年8月２０日	５６資庁第１０４４８号
１８	昭和５７年2月２６日	５７資庁第２５３０号
１９	昭和５７年7月３１日	５７資庁第１０８８１号
２０	昭和５８年8月２９日	５８資庁第１１２１７号
２１	昭和５９年5月１８日	５９資庁第４７６５号
２２	昭和５９年8月１７日	５９資庁第１０１９２号
２３	昭和５９年１２月１０日	５９資庁第１３４４９号
２４	昭和６０年5月１日	６０資庁第４６７９号
２５	昭和６０年7月２５日	６０資庁第８８８９号
２６	昭和６１年１０月１５日	６１資庁第１１６４５号
２７	昭和６２年6月２９日	６２資庁第８２０６号
２８	昭和６２年8月２５日	６２資庁第１０２６５号
２９	昭和６３年2月４日	６２資庁第１６３３４号
３０	昭和６３年4月６日	６３資庁第２５００号
３１	平成元年3月３１日	元資庁第３５００号
３２	平成２年3月２３日	２資庁第１８７８号
３３	平成２年9月２５日	２資庁第９８２０号
３４	平成３年1月１７日	２資庁第１４５２６号
３５	平成４年5月１３日	４資庁第５７１９号
３６	平成４年１１月６日	４資庁第１２０３０号
３７	平成５年6月２５日	５資庁第７２４５号
３８	平成６年1月１９日	５資庁第１３４９１号
３９	平成６年9月２６日	６資庁第１０２３３号
４０	平成７年１０月２３日	７資庁第１２０６９号
４１	平成８年3月２８日	８資庁第１８９３号
４２	平成８年6月２５日	８資庁第６６５９号
４３	平成８年１２月２０日	８資庁第１１８５０号

	認可年月日	認可番号
４４	平成９年６月２６日	平成０９・０６・１１資第７号
４５	平成１０年１２月１７日	平成１０・１１・２４資第３５号
４６	平成１１年７月９日	平成１１・０５・３１資第１１号
４７	平成１３年１月５日	平成１２・０８・３１資第１７号
４８	平成１３年２月２３日	平成１３・０２・１５原第１１号
４９	平成１３年３月３０日	平成１３・０３・２３原第８号
５０	平成１３年１０月２９日	平成１３・０９・１２原第３号
５１	平成１４年３月１８日	平成１４・０２・２５原第４号
５２	平成１４年９月２０日	平成１４・０８・２１原第１０号
５３	平成１４年１２月２０日	平成１４・１２・０４原第２号
５４	平成１５年５月９日	平成１５・０４・１０原第１８号
５５	平成１５年８月６日	平成１５・０６・２６原第３号
５６	平成１５年１１月７日	平成１５・０９・２４原第５号
５７	平成１６年５月２０日	平成１５・１２・１８原第１２号
５８	平成１６年８月３日	平成１６・０７・０９原第２１号
５９	平成１６年１０月１５日	平成１６・０９・２９原第３号
６０	平成１７年１月１１日	平成１６・１２・０１原第３号
６１	平成１７年１２月２０日	平成１７・１２・０６原第４号
６２	平成１８年２月２２日	平成１８・０１・３１原第１２号
６３	平成１８年６月１５日	平成１８・０５・２９原第２号
６４	平成１８年１１月１日	平成１８・１０・１８原第９号
６５	平成１９年４月２５日	平成１９・０４・０２原第５号
６６	平成１９年６月２２日	平成１９・０６・０１原第３０号
６７	平成１９年９月１８日	平成１９・０７・２７原第１３号
６８	平成１９年１２月１３日	平成１９・０９・２８原第３４号
６９	平成１９年１２月１３日	平成１９・１１・３０原第２７号
７０	平成２０年６月２３日	平成２０・０６・０２原第２７号
７１	平成２０年８月２２日	平成２０・０７・１１原第２０号
７２	平成２０年９月１９日	平成２０・０９・０１原第９号
７３	平成２０年１２月１２日	平成２０・１０・３１原第２０号
７４	平成２１年１月１９日	平成２０・１２・２２原第１８号
７５	平成２１年２月１３日	平成２１・０２・０３原第２４号
７６	平成２１年６月１９日	平成２１・０５・２９原第１号
７７	平成２１年１１月１８日	平成２１・１０・１４原第９号
７８	平成２２年２月２５日	平成２２・０１・２９原第１０号
７９	平成２２年６月２４日	平成２２・０５・３１原第４号
８０	平成２２年１２月１３日	平成２２・１０・０７原第２号
８１	平成２３年２月１６日	平成２３・０２・０１原第４号
８２	平成２３年４月５日	平成２３・０３・０２原第８号
８３	平成２３年５月６日	平成２３・０４・０６原第１５号
８４	平成２３年５月１１日	平成２３・０４・２２原第１２号
８５	平成２３年６月２９日	平成２３・０６・０６原第８号
８６	平成２４年９月６日	２０１２０８１３原第３７号
８７	平成２５年５月８日	原管廃収第１３０２１２００１号
８８	平成２５年６月２８日	原管Ｂ発第１３０６２７２号

	認可年月日	認可番号
８９	平成２５年１２月２４日	原管Ｂ発第１３１２２４１号
９０	平成２６年２月２１日	原管廃発第１４０２１９２号
９１	平成２６年６月２５日	原規規発第１４０６２４４号
９２	平成２６年９月３日	原規規発第１４０９０２２号
９３	平成２６年１１月７日	原規規発第１４１１０６２号
９４	平成２７年６月１０日	原規規発第１５０６１０１号
９５	平成２８年２月３日	原規規発第１６０２０３１７号
９６	平成２８年３月２日	原規規発第１６０３０２４号
９７	平成２８年３月２４日	原規規発第１６０３２４１６号
９８	平成２９年３月２日	原規規発第１７０３０２１号
９９	平成２９年４月２７日	原規規発第１７０４２７１１号
１００	平成２９年８月１６日	原規規発第１７０８１６２号
１０１	平成３０年３月１２日	原規規発第１８０３１２８号
１０２	平成３０年８月２１日	原規規発第１８０８２１５号
１０３	令和元年９月３日	原規規発第１９０９０３４号
１０４	令和２年２月７日	原規規発第２００２０７２号
１０５	令和２年６月３日	原規規発第２００６０３７号
１０６	令和２年８月３１日	原規規発第２００８３１１号

別添（１）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（原子力発電保安審議会）	（原子力発電保安審議会）	
第６条　本店に原子力発電保安審議会（以下「保安審議会」という。）を設置する。	第６条　本店に原子力発電保安審議会（以下「保安審議会」という。）を設置する。	
２　保安審議会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。	２　保安審議会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。	・原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用の変更 （あらかじめ保安審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた軽微な事項は審議事項としない旨を規定）
(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更	(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更	
(2) 原子炉施設保安規定の変更	(2) 原子炉施設保安規定の変更	
(3) その他保安審議会で定めた審議事項	(3) その他保安審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた審議事項	・記載の適正化 （審議事項を定める手続きに係る記載の適正化）
３　原子力部長を委員長とする。	３　原子力部長を委員長とする。委員長は，保安審議会の審議を主宰する。	・記載の適正化 （委員長は保安審議会の審議を主宰することを明確化）
４　保安審議会は，委員長，発電用原子炉主任技術者及び委員長が指名した者で構成する。	４　保安審議会は，委員長，発電用原子炉主任技術者及び委員長が指名した者で構成する。	
（原子力発電所保安運営審議会）	（原子力発電所保安運営審議会）	
第７条　発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。	第７条　発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。	
２　保安運営審議会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安運営審議会で定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。	２　保安運営審議会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安運営審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。	・記載の適正化 （軽微な事項を定める手続きに係る記載の適正化）
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］	
(7) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針（第１０６条の２）	(7) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針（第１０６条の６）	・記載の適正化 （条番号の誤記訂正）
(8)～(13)　［略］	(8)～(13)　［略］	
３　所長を委員長とする。	３　所長を委員長とする。委員長は，保安運営審議会の審議を主宰する。	・記載の適正化 （委員長は，保安運営審議会の審議を主宰することを明確化）
４　［略］	４　［略］	

変　更　前	変　更　後	備　　考
（放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理） 第８６条の２の２［略］ ２　［略］ ３　各課長は，原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物について，次の事項を実施する。 (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　第３項(2)の測定及び評価の結果，製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（以下，「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は，廃棄物管理課長は，放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物及び放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置並びに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。 ［略］	（放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理） 第８６条の２の２［略］ ２　［略］ ３　各課長は，原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物について，次の事項を実施する。 (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　第３項(2)の測定及び評価の結果，工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（以下，「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は，廃棄物管理課長は，放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物及び放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置並びに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。 ［略］	・記載の適正化 （「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」の施行に伴う変更）
（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第８６条の４　廃棄物管理課長は，原子炉等規制法又は電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下，本条において「設備・機器等」という。）について，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下，本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は，適切な測定方法により，降下物の分布調査を行う。 ２　［略］	（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第８６条の４　廃棄物管理課長は，原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書又は電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下，本条において「設備・機器等」という。）について，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下，本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は，適切な測定方法により，降下物の分布調査を行う。 ２　［略］	・記載の適正化 （「原子炉等規制法に基づく工事計画（変更）認可申請書」を「原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書」に記載を適正化）

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>（周辺監視区域）
第９６条　周辺監視区域は，図９６に示す区域とする。
２　［略］
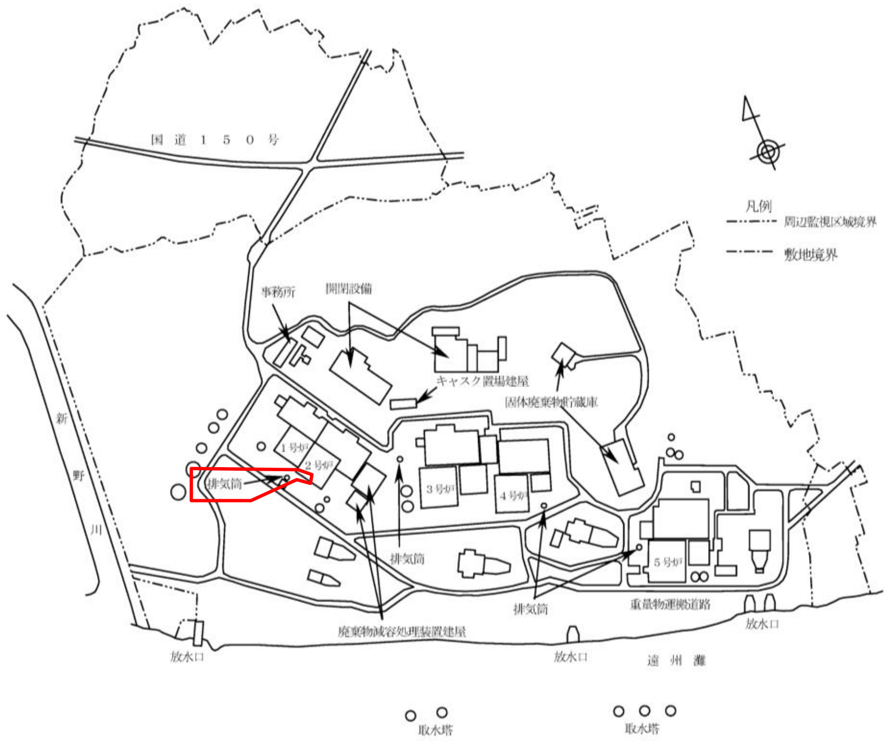
図９６ 周辺監視区域</td><td>（周辺監視区域）
第９６条　周辺監視区域は，図９６に示す区域とする。
２　［略］
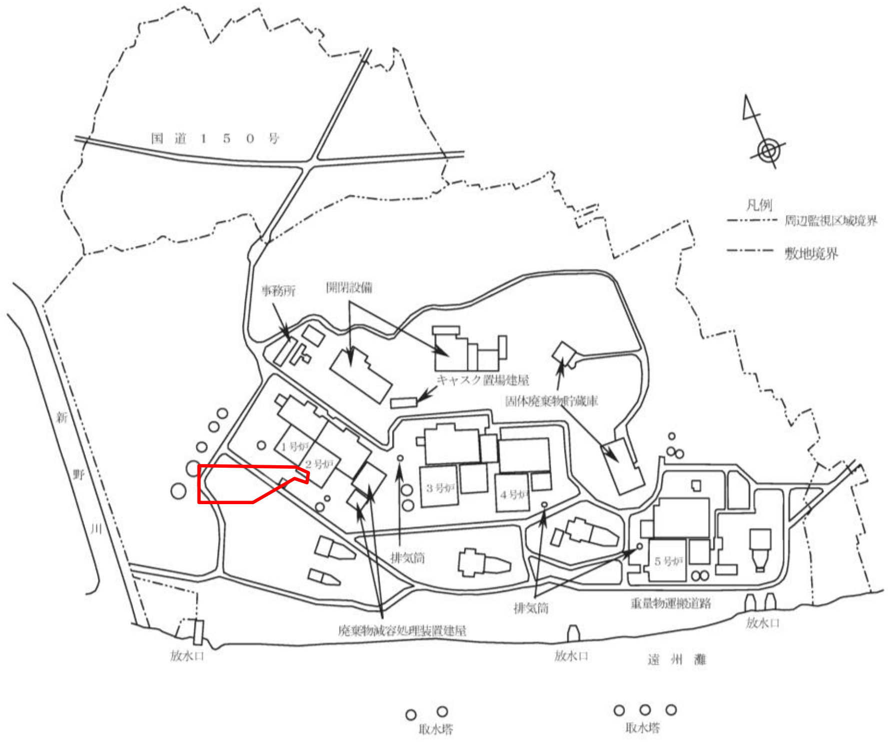
図９６ 周辺監視区域</td><td>・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，図９６において，排気筒の削除）</td></tr>
</table>

変　更　前	変　更　後	備　　考
（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第９９条 ［略］ ２　放射線管理課長は，表９９－１に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図９９に定める。）における測定項目について，同表に定める頻度で測定する。 ３ ［略］ 表９９－１　［略］ 表９９－２　［略］	（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第９９条 ［略］ ２　放射線管理課長は，表９９－１に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図９９に定める。）における測定項目について，同表に定める頻度で測定する。 ３ ［略］ 表９９－１　［略］ 表９９－２　［略］	

変更前

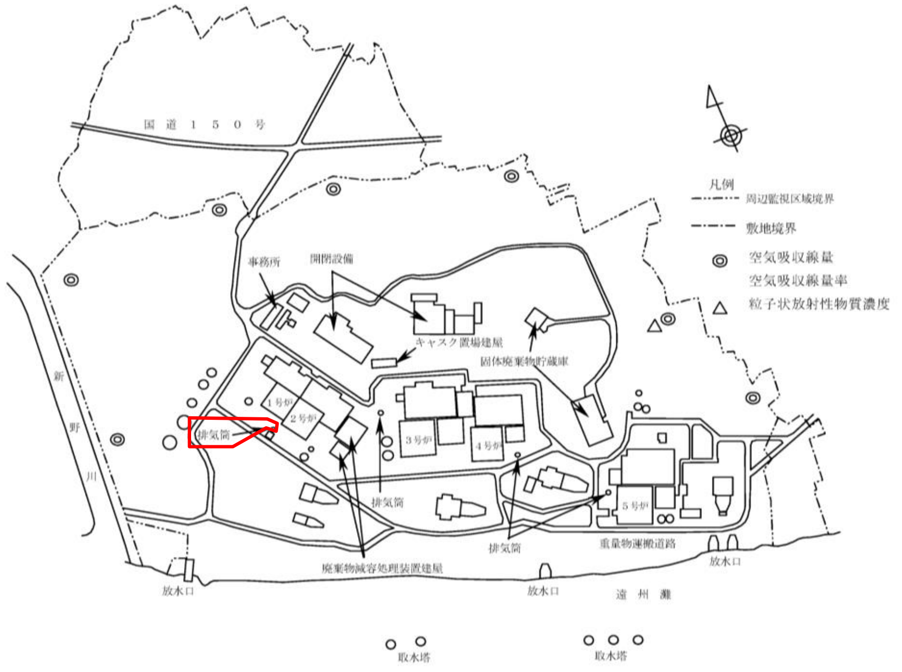

図９９ 周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所

変更後

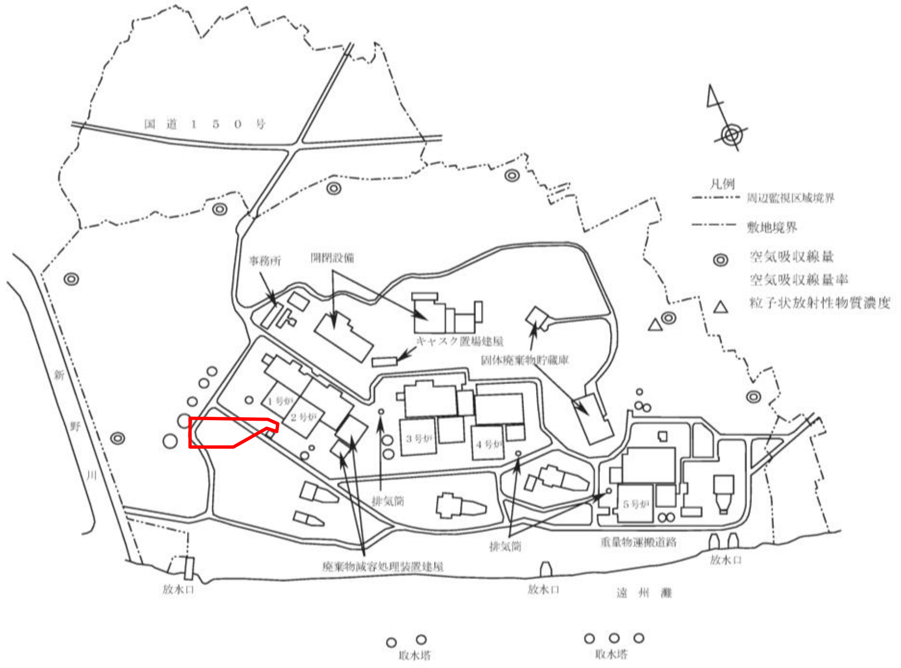

図９９ 周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所

備考

・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，図９９において，排気筒の削除）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（施設管理計画） 第１０６条　原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し，原子炉施設の安全を確保するため，以下の施設管理計画を定める。 ［略］ ３．保全対象範囲の策定 組織は，原子炉施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1)～(2)　［略］ (3)　原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり，許可又は認可を得た設備 (4)～(5)　［略］ ［略］	（施設管理計画） 第１０６条　原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し，原子炉施設の安全を確保するため，以下の施設管理計画を定める。 ［略］ ３．保全対象範囲の策定 組織は，原子炉施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1)～(2)　［略］ (3)　原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画（変更）認可申請書で保管又は設置要求があり，許可又は認可を得た設備 (4)～(5)　［略］ ［略］	・記載の適正化 （原子炉等規制法第４３条の３の９第２項により，設計及び工事の計画の認可から使用前確認までの間で申請書の記載内容を変更する場合は「設計及び工事計画変更認可申請書」として提出するため，記載を適正化）

変　更　前	変　更　後	備　　考
	附　　則（令和　　年　　月　　日　　　　　第　　　　号） （施行期日） 第１条　本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。ただし，添付－２のうち，管理区域図１（管理区域全体図）中及び管理区域図７８（排気筒解体用エリア）中の「排気筒解体用エリア」の削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒解体用エリアの解体準備が完了し，排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。添付－２のうち，管理区域図内訳中の「管理区域図７９　クリアランス第３建屋」，管理区域図１（管理区域全体図）中の「クリアランス第３建屋」及び「管理区域図７９　クリアランス第３建屋」については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。また，第９６条の「図９６　周辺監視区域」，第９９条の「図９９　周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所」，添付－２のうち，管理区域図１０（１号炉希ガスホールドアップ装置建家地下１階，１階，２階，３階，屋上）及び添付－３並びに添付－２のうち，管理区域図内訳中の「管理区域図７８」の欠番表示，管理区域図１（管理区域全体図）中の「排気筒」の削除及び管理区域図７８（排気筒解体用エリア）の削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。	・附則第１条に施行期日を規定

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

変　更　前

添付－２　管理区域図

管理区域図内訳

［略］

図　番	図　　　　　　名
管理区域図 60	５号炉補助建屋地下１階，１階
管理区域図 61	５号炉補助建屋中２階，２階
管理区域図 62	５号炉モニタ建屋地下１階，１階
管理区域図 63	ＲＷ連絡ダクト
管理区域図 64	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 65	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）１階，２階，中３階
管理区域図 66	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）３階，４階
管理区域図 67	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）屋上
管理区域図 68	廃棄物減容処理装置建屋連絡ダクト地下１階，地下中１階，１階
管理区域図 69	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 70	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）１階
管理区域図 71	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）２階，３階，屋上
管理区域図 72	１号棟固体廃棄物貯蔵庫
管理区域図 73	２号棟固体廃棄物貯蔵庫１階，２階
管理区域図 74	キャスク置場
管理区域図 75	新燃料仮貯蔵庫
管理区域図 76	クリアランス第１建屋
管理区域図 77	クリアランス第２建屋
管理区域図 78	排気筒解体用エリア

変　更　後

添付－２　管理区域図

管理区域図内訳

［略］

図　番	図　　　　　　名
管理区域図 60	５号炉補助建屋地下１階，１階
管理区域図 61	５号炉補助建屋中２階，２階
管理区域図 62	５号炉モニタ建屋地下１階，１階
管理区域図 63	ＲＷ連絡ダクト
管理区域図 64	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 65	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）１階，２階，中３階
管理区域図 66	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）３階，４階
管理区域図 67	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）屋上
管理区域図 68	廃棄物減容処理装置建屋連絡ダクト地下１階，地下中１階，１階
管理区域図 69	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 70	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）１階
管理区域図 71	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）２階，３階，屋上
管理区域図 72	１号棟固体廃棄物貯蔵庫
管理区域図 73	２号棟固体廃棄物貯蔵庫１階，２階
管理区域図 74	キャスク置場
管理区域図 75	新燃料仮貯蔵庫
管理区域図 76	クリアランス第１建屋
管理区域図 77	クリアランス第２建屋
管理区域図 78	（欠番）
管理区域図 79	クリアランス第３建屋

備　　考

・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，管理区域図７８を欠番表示）

・管理区域図７８は，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更（１，２号炉の解体撤去物のクリアランスに伴い，管理区域図７９　クリアランス第３建屋の追加）

・クリアランス第３建屋の追加については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒解体用エリア（※１箇所）の削除） ・排気筒解体用エリアの削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒解体用エリア解体準備が完了し，排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。 ・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （１，２号炉の解体撤去物のクリアランスに伴い，クリアランス第３建屋（※２箇所）の追加） ・クリアランス第３建屋の追加については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒の削除） ・原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図１０ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図１０ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒の削除） ・原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図７８ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図７８ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒解体用エリアの削除） ・排気筒解体用エリアの削除は，排気筒解体用エリア解体準備が完了し，排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図７８ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。		・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，管理区域図７８の削除） ・原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（記載なし）	添付－２　管理区域図７９ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （１，２号炉の解体撤去物のクリアランスに伴い，管理区域図７９としてクリアランス第３建屋の追加） ・クリアランス第３建屋の追加は，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－３　保全区域図 「添付－３　保全区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－３　保全区域図 「添付－３　保全区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，添付－３において，排気筒の削除）

別添（２）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（原子力発電保安審議会） 第６条　本店に原子力発電保安審議会（以下「保安審議会」という。）を設置する。 ２　保安審議会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更（第７条第２項(2)に定める事項を除く。） (3) その他保安審議会で定めた審議事項 ３　原子力部長を委員長とする。 ４　保安審議会は，委員長，廃止措置主任者及び委員長が指名した者で構成する。	（原子力発電保安審議会） 第６条　本店に原子力発電保安審議会（以下「保安審議会」という。）を設置する。 ２　保安審議会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更（第７条第２項(2)に定める事項を除く。） (3) その他保安審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた審議事項 ３　原子力部長を委員長とする。委員長は，保安審議会の審議を主宰する。 ４　保安審議会は，委員長，廃止措置主任者及び委員長が指名した者で構成する。	・原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用の変更 （あらかじめ保安審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた軽微な事項は審議事項としない旨を規定） ・記載の適正化 （審議事項を定める手続きに係る記載の適正化） ・記載の適正化 （委員長は保安審議会の審議を主宰することを明確化）
（原子力発電所保安運営審議会） 第７条　発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。 ２　保安運営審議会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安運営審議会で定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1) ～(12)　［略］ ３　所長を委員長とする。 ４　［略］	（原子力発電所保安運営審議会） 第７条　発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。 ２　保安運営審議会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安運営審議会で審議の上，別途，所定の手続きにより定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1) ～(12)　［略］ ３　所長を委員長とする。委員長は，保安運営審議会の審議を主宰する。 ４　［略］	・記載の適正化 （軽微な事項を定める手続きに係る記載の適正化） ・記載の適正化 （委員長は，保安運営審議会の審議を主宰することを明確化）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（対象施設・設備等の供用終了確認） 第１２条　廃止措置計画課長は，解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は，対象施設・設備等の供用が終了していることを確認する。ただし，第６２条第１項に定める添付－３に示す要求される機能を維持した上で，汚染の除去工事を実施することができる。	（対象施設・設備等の供用終了確認） 第１２条　廃止措置計画課長は，解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は，対象施設・設備等の供用が終了していることを確認する。ただし，廃止措置計画で定める性能維持施設に加え，原子炉圧力容器及び使用済燃料貯蔵プールの機能を維持した上で，汚染の除去工事を実施することができる。	・廃止措置計画変更認可申請書の反映 （廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更）
（廃止措置のために導入する装置） 第１７条　廃止措置工事課長は，第１５条で定めた工事計画に記載した廃止措置のために導入する装置については，第６１条に基づき施設管理を実施する。 ２　前項の装置導入にあたっては，同種の既存設備がある場合には，当該装置の許認可に係る技術上の基準に準拠するとともに汚染物の落下防止対策，衝突防止対策を考慮する。同種の既存設備がない場合には，装置の機能等に応じて，日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに，耐震設計，漏えい及び拡散防止対策，被ばく低減対策，汚染物の落下防止対策，衝突防止対策等の安全確保対策を講じる。	（廃止措置のために導入する装置） 第１７条　廃止措置工事課長は，第１５条で定めた工事計画に記載した廃止措置のために導入する装置については，第６１条に基づき施設管理を実施する。 ２　前項の装置導入にあたっては，同種の既存設備がある場合には，当該装置の許認可に係る技術上の基準に準拠するとともに汚染物の落下防止対策，衝突防止対策を考慮する。同種の既存設備がない場合には，装置の機能等に応じて，日本産業規格等の規格及び基準に準拠するとともに，耐震設計，漏えい及び拡散防止対策，被ばく低減対策，汚染物の落下防止対策，衝突防止対策等の安全確保対策を講じる。	・記載の適正化 （工業標準化法の改正に伴う変更）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（地震又は火災等発生時の対応） 第２３条　各課長は，地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度５弱以上の地震が観測※1された場合は，地震の揺れがおさまった後，維持すべき原子炉施設※2の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火及び延焼の防止に努め，鎮火後，維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 ２　［略］ ３　廃止措置工事課長は，山火事，台風，津波等の影響により，維持すべき原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，廃止措置部長に報告する。廃止措置部長は，所長，廃止措置主任者及び各部長に連絡する。 ※１：観測された震度は，発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 ※２：維持すべき原子炉施設とは，第６２条に定める廃止措置対象施設をいう。以下，本条において同じ。 ※３：専用回線，通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 ※４：初期消火活動を行う要員１５名以上のうち１４名は，３号炉，４号炉及び５号炉に係る発電用原子炉施設（１号炉，２号炉との共用施設を含む。）の初期消火活動を行う要員を兼ねることができる。 表２３　［略］	（地震又は火災等発生時の対応） 第２３条　各課長は，地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度５弱以上の地震が観測※1された場合は，地震の揺れがおさまった後，維持すべき原子炉施設※2の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火及び延焼の防止に努め，鎮火後，維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 ２　［略］ ３　廃止措置工事課長は，山火事，台風，津波等の影響により，維持すべき原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，廃止措置部長に報告する。廃止措置部長は，所長，廃止措置主任者及び各部長に連絡する。 ※１：観測された震度は，発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 ※２：維持すべき原子炉施設とは，廃止措置計画で定める性能維持施設をいう。以下，本条において同じ。 ※３：専用回線，通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 ※４：初期消火活動を行う要員１５名以上のうち１４名は，３号炉，４号炉及び５号炉に係る発電用原子炉施設（１号炉，２号炉との共用施設を含む。）の初期消火活動を行う要員を兼ねることができる。 表２３　［略］	・廃止措置計画変更認可申請書の反映 （廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（放射能濃度確認対象物の管理） 第４１条の２の２　［略］ ２　［略］ ３　各課長は，原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定及び評価並びにその後の保管管理について，次の事項を実施する。 (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　第３項(2)の測定及び評価の結果，製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（以下「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は，廃棄物管理課長は，放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物及び放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置並びに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。 ［略］	（放射能濃度確認対象物の管理） 第４１条の２の２　［略］ ２　［略］ ３　各課長は，原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定及び評価並びにその後の保管管理について，次の事項を実施する。 (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　第３項(2)の測定及び評価の結果，工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（以下「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は，廃棄物管理課長は，放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物及び放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置並びに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。 ［略］	・記載の適正化 （「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」の施行に伴う変更）
（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第４１条の４　廃棄物管理課長は，原子炉等規制法又は電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下，本条において「設備・機器等」という。）について，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下，本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は，適切な測定方法により，降下物の分布調査を行う。 ２　［略］	（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第４１条の４　廃棄物管理課長は，原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書又は電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下，本条において「設備・機器等」という。）について，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下，本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は，適切な測定方法により，降下物の分布調査を行う。 ２　［略］	・記載の適正化 （「原子炉等規制法に基づく工事計画（変更）認可申請書」を「原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書」に記載を適正化）

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>
（周辺監視区域）
第５１条　周辺監視区域は，図５１に示す区域とする。
２ ［略］
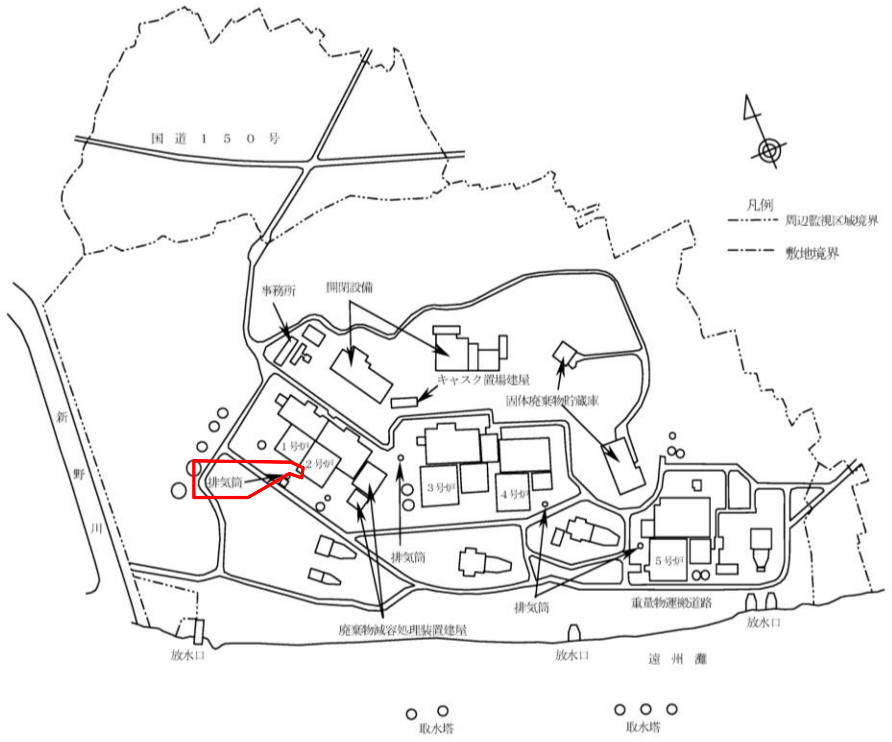

図５１ 周辺監視区域
</td>
<td>
（周辺監視区域）
第５１条　周辺監視区域は，図５１に示す区域とする。
２ ［略］
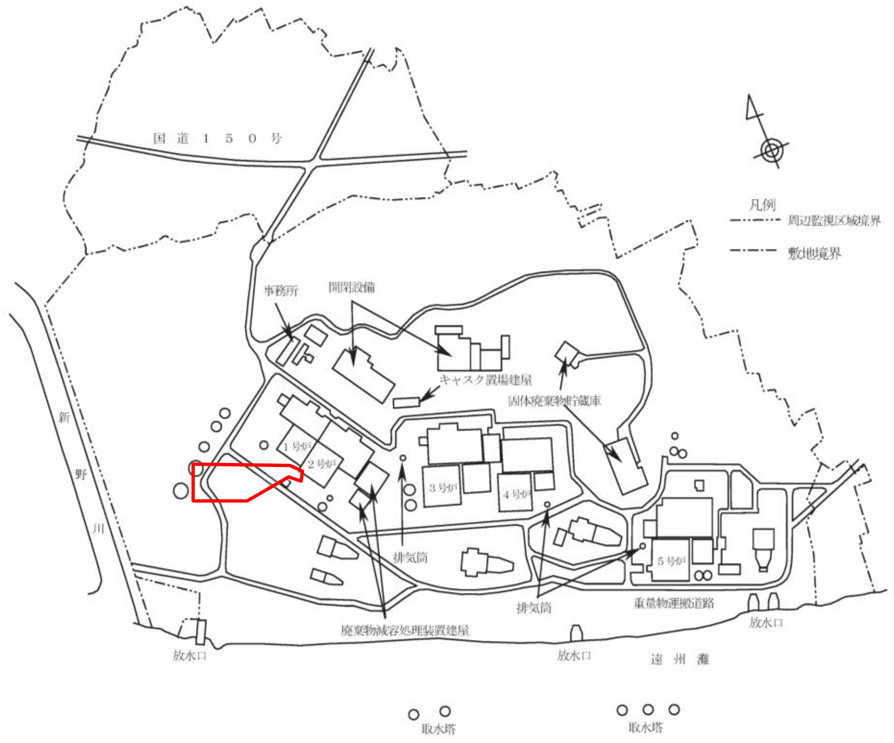

図５１ 周辺監視区域
</td>
<td>・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更
（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，図５１において，排気筒の削除）</td>
</tr>
</table>

変　更　前	変　更　後	備　　考
（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第５４条　［略］ ２　放射線管理課長は，表５４－１に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図５４に定める。）における測定項目について，同表に定める頻度で測定する。 ３　［略］ 表５４－１　［略］ 表５４－２　［略］ 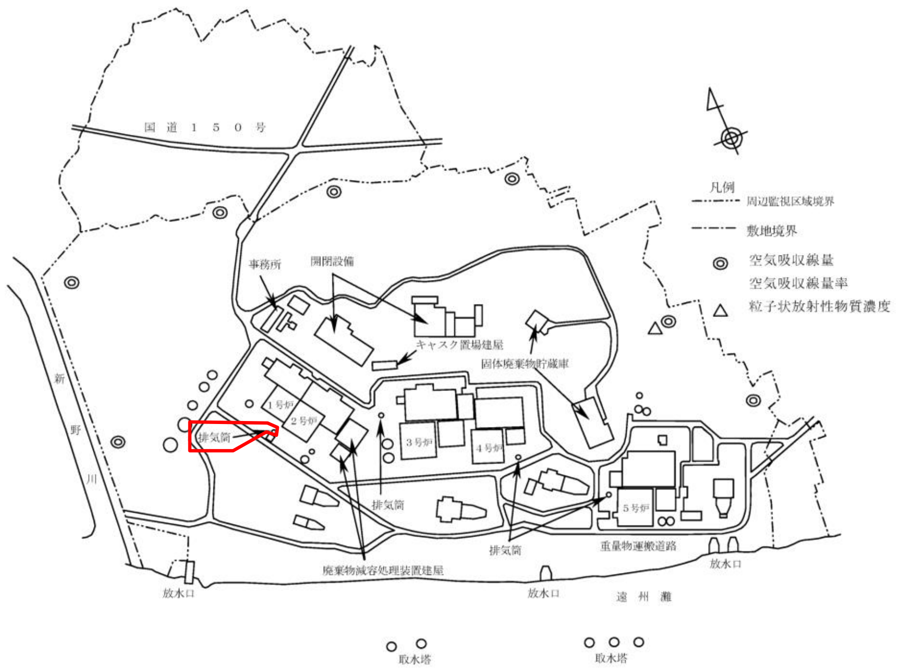 図５４　周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所	（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第５４条　［略］ ２　放射線管理課長は，表５４－１に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図５４に定める。）における測定項目について，同表に定める頻度で測定する。 ３　［略］ 表５４－１　［略］ 表５４－２　［略］ 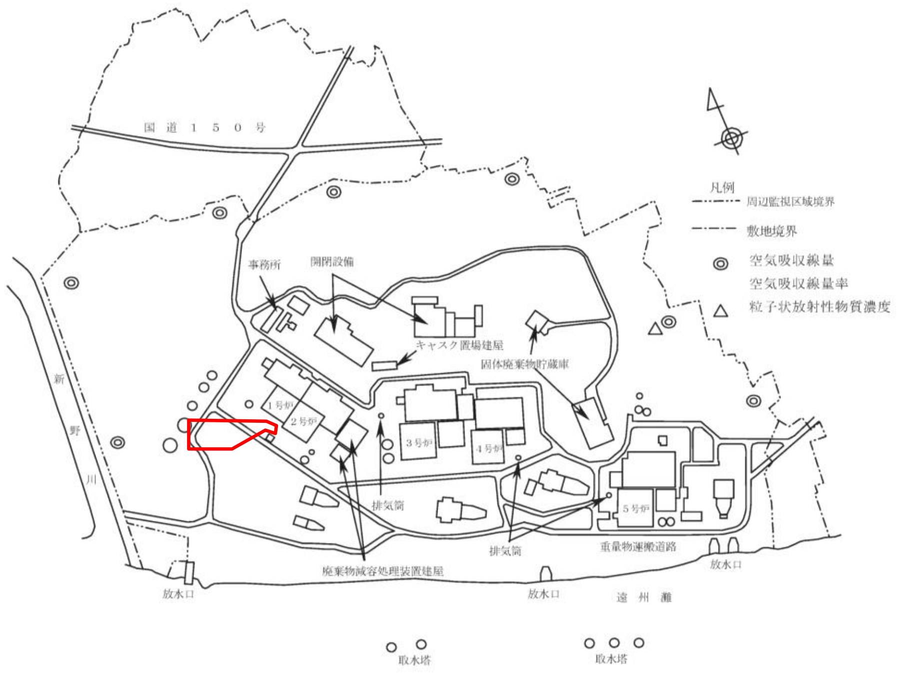 図５４　周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，図５４において，排気筒の削除）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前

（放射線計測器類の管理）

第５５条　放射線管理課長，プラント管理課長及び廃止措置工事課長は，表５５に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。また，定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

表５５　放射線計測器類の管理

分　　類	計 測 器 種 類	数 量	所管課長
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	１台※1	放射線管理課長
	電子式線量計	１式※1	
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	６台※1	放射線管理課長
	汚染密度測定用サーベイメータ	６台※1	
	体表面モニタ	７台※1	
	波高分析装置	１台※1	プラント管理課長
	試料計数装置	１台※1	放射線管理課長
	集積線量計	１式※1	
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	７台※1	放射線管理課長
	エリア放射線モニタ	７４台※2	廃止措置工事課長
		１９台※2※3	放射線管理課長
環境放射能用計測器	波高分析装置	１台※1	プラント管理課長
	積算線量計測定装置	１台※1	放射線管理課長

※１：３号炉，４号炉及び５号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量

※２：管理区域外測定用の１台を含む。

※３：廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋），廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ

変　更　後

（放射線計測器類の管理）

第５５条　放射線管理課長，プラント管理課長及び廃止措置工事課長は，表５５に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。また，定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

表５５　放射線計測器類の管理

分　　類	計 測 器 種 類	数 量	所管課長
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	１台※1	放射線管理課長
	電子式線量計	１式※1	
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	６台※1	放射線管理課長
	汚染密度測定用サーベイメータ	６台※1	
	体表面モニタ	７台※1	
	波高分析装置	１台※1	プラント管理課長
	試料計数装置	１台※1	放射線管理課長
	集積線量計	１式※1	
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	７台※1	放射線管理課長
	エリア放射線モニタ	２７台	廃止措置工事課長
		１９台※2※3	放射線管理課長
環境放射能用計測器	波高分析装置	１台※1	プラント管理課長
	積算線量計測定装置	１台※1	放射線管理課長

※１：３号炉，４号炉及び５号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量

※２：管理区域外測定用の１台を含む。

※３：廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋），廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ

備　　考

・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更
（廃止措置工事課長が管理するエリア放射線モニタの数量の変更）
（廃止措置工事課長が管理する２７台には，管理区域外測定用のエリア放射線モニタは含まれないため，※２を削除）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（施設管理計画） 第６１条　原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し，原子炉施設の安全を確保するため，以下の施設管理計画を定める。 **【施設管理計画】** １．［略］ ２．［略］ ３．保全対象範囲の策定 　組織は，原子炉施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める性能を維持すべき設備 (2) その他自ら定める設備 ４．［略］	（施設管理計画） 第６１条　原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し，原子炉施設の安全を確保するため，以下の施設管理計画を定める。 **【施設管理計画】** １．［略］ ２．［略］ ３．保全対象範囲の策定 　組織は，原子炉施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める性能維持施設 (2) その他自ら定める設備 ４．［略］	・廃止措置計画変更認可申請書の反映 （廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更）

変　更　前	変　更　後	備　　考
５．［略］ ５．１　［略］ ５．２　設計及び工事の計画の策定 (1) 組織は，設計及び工事を実施する場合は，あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また，安全上重要な機器等※2のうち第６２条に定める廃止措置対象施設の工事を実施する場合は，その計画段階において，法令に基づく必要な手続き※3の要否について確認を行い，その結果を記録する。 (2) 組織は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。 (3) 組織は，工事を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 ａ．事業者検査及び試験等の具体的方法 ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目，評価方法及び管理基準 ｃ．事業者検査及び試験等の実施時期 ※２：安全上重要な機器等とは，「安全上重要な機器等を定める告示（平成１５年経済産業省告示３２７号）」に定める機器及び構造物をいう。 ※３：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法４３条の３の８（変更の許可及び届出等），第４３条の３の９（設計及び工事の計画の認可），第４３条の３の１０（設計及び工事の計画の届出）及び第４３条の３の１１第３項（使用前事業者検査の確認申請）並びに第４３条の３の３４（発電用原子炉の廃止に伴う措置）に係る手続きをいう。	５．［略］ ５．１　［略］ ５．２　設計及び工事の計画の策定 (1) 組織は，設計及び工事を実施する場合は，あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また，廃止措置計画で定める性能維持施設の工事を実施する場合は，その計画段階において，法令に基づく必要な手続き※2の要否について確認を行い，その結果を記録する。 (2) 組織は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。 (3) 組織は，工事を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 ａ．事業者検査及び試験等の具体的方法 ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目，評価方法及び管理基準 ｃ．事業者検査及び試験等の実施時期 ※２：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法４３条の３の８（変更の許可及び届出等），第４３条の３の９（設計及び工事の計画の認可），第４３条の３の１０（設計及び工事の計画の届出）及び第４３条の３の１１第３項（使用前事業者検査の確認申請）並びに第４３条の３の３４（発電用原子炉の廃止に伴う措置）に係る手続きをいう。	・廃止措置計画変更認可申請書の反映 （廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更） ・記載の適正化 （燃料が既に搬出されていることから「安全上重要な機器等」に該当するものがないことによる削除及びそれに伴う注釈番号の変更） ・記載の適正化 （燃料が既に搬出されていることから「安全上重要な機器等」に該当するものがないことによる削除及びそれに伴う注釈番号の変更）

変　更　前	変　更　後	備　　考
５．３［略］ ６．［略］ ７．保全の結果の確認・評価 (1) 組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。 (2) 組織は，原子炉施設の使用を開始するために，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため，事業者検査を実施する。 (3) 組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，保全が実施されていることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。 ※４：所定の時期とは，所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 ［略］	５．３［略］ ６．［略］ ７．保全の結果の確認・評価 (1) 組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期※3までに確認・評価し，記録する。 (2) 組織は，原子炉施設の使用を開始するために，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため，事業者検査を実施する。 (3) 組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，保全が実施されていることを，所定の時期※3までに確認・評価し，記録する。 ※３：所定の時期とは，所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 ［略］	・記載の適正化 （燃料が既に搬出されていることから「安全上重要な機器等」に該当するものがないことによる削除に伴う注釈番号の変更）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
（廃止措置対象施設の維持管理） 第６２条　各課長は，次の事項を実施するため，第６１条（施設管理計画）に基づき，添付－３に示すとおり保全を行う。 (1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は，これらの系統及び機器が撤去されるまでの間，放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。 (2) 供用を終了した放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設は，気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため，放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また，固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため，放射性廃棄物処理機能を維持管理する。 (4) 放射線管理施設は，原子炉施設内外の放射線監視，環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために，放射線監視機能，放出管理機能を維持管理する。 (5) 換気設備は，放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して，建屋内の換気機能を維持管理する。 (6) 電源設備は，原子炉施設の安全確保上必要な場合，適切な容量を確保し，それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。 (7) その他の安全確保上必要な設備は，それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。 (8) タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は，早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが，危険物が搬出又は処理されるまでの期間，必要な設備の機能を維持管理する。 ２　廃止措置工事課長は，放射性物質を内包する系統及び機器については，放射性物質が飛散・拡散しないよう，系統及び機器の隔離，機器の電源隔離等の適切な措置を講じ，維持管理する。なお，汚染状況の調査等を行う場合は，本措置を一時的に解除することができる。	（性能維持施設の維持管理）	・廃止措置計画変更認可申請書の反映 （廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更）
３　各課長は，廃止措置対象施設内において，運転段階の原子炉施設に係る工事が実施される場合，当該工事により廃止措置対象施設の維持管理に支障を来さないよう管理する。	第６２条　各課長は，廃止措置対象施設内において，運転段階の原子炉施設に係る工事が実施される場合，当該工事により廃止措置計画で定める性能維持施設の維持管理に支障を来さないよう管理する。	・廃止措置計画変更認可申請書の反映 （廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変 更 前	変 更 後	備 考
（所員への保安教育） 第７３条　原子力研修センター所長は，毎年度，廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表７３－１，表７３－２及び表７３－３の実施方針に基づいて作成し，廃止措置主任者の確認を得た上で，所長の承認を得る。 ［略］	（所員への保安教育） 第７３条　原子力研修センター所長は，毎年度，廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表７３－１，表７３－２及び表７３－３の実施方針に基づいて作成し，廃止措置主任者の確認を得た上で，所長の承認を得る。 ［略］	
表７３－１　保安教育実施方針（総括表） （別添１－１（変更前）参照）	表７３－１　保安教育実施方針（総括表） （別添１－２（変更後）参照）	・記載の適正化 （条番号の誤記訂正）
表７３－３　保安教育実施方針 （別添２－１（変更前）参照）	表７３－３　保安教育実施方針 （別添２－２（変更後）参照）	・記載の適正化 （条番号の誤記訂正） （具体的教育内容の誤記訂正）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>
（記　　録）
第７５条　各部署の長は，表７５－１に定める保安に関する記録のうち，１．の記録を保存し，２．から 36．の記録を適正に作成し，保存する。なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。
２　［略］
３　［略］

表７５－１　記録（実用炉規則第６７条（第１０号を除く）に基づく記録）
<table>
<tr><th>記　録　項　目</th><th>記録すべき場合※1</th><th>保存期間</th></tr>
<tr><td>１．使用前確認の結果</td><td>確認の都度</td><td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td></tr>
<tr><td>２．施設管理の実施状況及びその担当者の氏名
(1) 保全の結果（安全上重要な機器等の工事については，法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名
(2) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名
(3) 不適合管理，是正処置，未然防止処置及びその担当者の氏名</td><td>施設管理の実施の都度</td><td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後５年が経過するまでの期間</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td><td>
（記　　録）
第７５条　各部署の長は，表７５－１に定める保安に関する記録のうち，１．の記録を保存し，２．から 36．の記録を適正に作成し，保存する。なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。
２　［略］
３　［略］

表７５－１　記録（実用炉規則第６７条（第１０号を除く）に基づく記録）
<table>
<tr><th>記　録　項　目</th><th>記録すべき場合※1</th><th>保存期間</th></tr>
<tr><td>１．使用前確認の結果</td><td>確認の都度</td><td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td></tr>
<tr><td>２．施設管理の実施状況及びその担当者の氏名
(1) 保全の結果（廃止措置計画で定める性能維持施設の工事については，法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名
(2) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名
(3) 不適合管理，是正処置，未然防止処置及びその担当者の氏名</td><td>施設管理の実施の都度</td><td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後５年が経過するまでの期間</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td><td>
・記載の適正化
（燃料が既に搬出されていることから「安全上重要な機器等」に該当するものがないことによる見直し）
</td></tr>
</table>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
	附　　則（令和　　年　　月　　日　　　　　第　　　　号） （施行期日） 第１条　本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。ただし，添付－２のうち，管理区域図１（管理区域全体図）中及び管理区域図７８（排気筒解体用エリア）中の「排気筒解体用エリア」の削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒解体用エリアの解体準備が完了し，排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。添付－２のうち，管理区域図内訳中の「管理区域図７９　クリアランス第３建屋」，管理区域図１（管理区域全体図）中の「クリアランス第３建屋」及び「管理区域図７９　クリアランス第３建屋」については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。また，第５１条の「図５１　周辺監視区域」，第５４条の「図５４　周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所」及び添付－２のうち，管理区域図１０（１号炉希ガスホールドアップ装置建家地下１階，１階，２階，３階，屋上）並びに添付－２のうち，管理区域図内訳中の「管理区域図７８」の欠番表示，管理区域図１（管理区域全体図）中の「排気筒」の削除及び管理区域図７８（排気筒解体用エリア）の削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。	・附則第１条に施行期日を規定

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>添付－２　管理区域図

管理区域図内訳
［略］

図　番	図　　　　　名
管理区域図 60	５号炉補助建屋地下１階，１階
管理区域図 61	５号炉補助建屋中２階，２階
管理区域図 62	５号炉モニタ建屋地下１階，１階
管理区域図 63	ＲＷ連絡ダクト
管理区域図 64	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 65	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）１階，２階，中３階
管理区域図 66	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）３階，４階
管理区域図 67	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）屋上
管理区域図 68	廃棄物減容処理装置建屋連絡ダクト地下１階，地下中１階，１階
管理区域図 69	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 70	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）１階
管理区域図 71	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）２階，３階，屋上
管理区域図 72	１号棟固体廃棄物貯蔵庫
管理区域図 73	２号棟固体廃棄物貯蔵庫１階，２階
管理区域図 74	キャスク置場
管理区域図 75	新燃料仮貯蔵庫
管理区域図 76	クリアランス第１建屋
管理区域図 77	クリアランス第２建屋
管理区域図 78	排気筒解体用エリア

</td><td>添付－２　管理区域図

管理区域図内訳
［略］

図　番	図　　　　　名
管理区域図 60	５号炉補助建屋地下１階，１階
管理区域図 61	５号炉補助建屋中２階，２階
管理区域図 62	５号炉モニタ建屋地下１階，１階
管理区域図 63	ＲＷ連絡ダクト
管理区域図 64	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 65	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）１階，２階，中３階
管理区域図 66	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）３階，４階
管理区域図 67	廃棄物減容処理装置建屋（第１建屋）屋上
管理区域図 68	廃棄物減容処理装置建屋連絡ダクト地下１階，地下中１階，１階
管理区域図 69	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）地下２階，地下１階
管理区域図 70	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）１階
管理区域図 71	廃棄物減容処理装置建屋（第２建屋）２階，３階，屋上
管理区域図 72	１号棟固体廃棄物貯蔵庫
管理区域図 73	２号棟固体廃棄物貯蔵庫１階，２階
管理区域図 74	キャスク置場
管理区域図 75	新燃料仮貯蔵庫
管理区域図 76	クリアランス第１建屋
管理区域図 77	クリアランス第２建屋
管理区域図 78	（欠番）
管理区域図 79	クリアランス第３建屋

</td><td>・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更
（排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，管理区域図７８を欠番表示）
・管理区域図７８は，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更
（１，２号炉の解体撤去物のクリアランスに伴い，管理区域図７９　クリアランス第３建屋の追加）
・クリアランス第３建屋の追加については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。</td></tr>
</table>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変 更 前	変 更 後	備 考
添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒解体用エリア（※１箇所）の削除） ・排気筒解体用エリアの削除については，原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒解体用エリア解体準備が完了し，排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。 ・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （１，２号炉の解体撤去物のクリアランスに伴い，クリアランス第３建屋（※２箇所）の追加） ・クリアランス第３建屋の追加については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図１ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒の削除） ・原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図１０ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図１０ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒の削除） ・原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図７８ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図７８ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，排気筒解体用エリアの削除） ・排気筒解体用エリアの削除は，排気筒解体用エリア解体準備が完了し，排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－２　管理区域図７８ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	添付－２　管理区域図７８ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （排気筒（１号及び２号炉共用）の解体撤去工事に伴い，管理区域図７８の削除） ・原子力規制委員会の認可を受けた後，かつ，排気筒筒身の切断が完了し，放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後，当社が定める日から施行する。

変　更　前	変　更　後	備　　考
（記載なし）	添付－２　管理区域図７９ 「添付－２　管理区域図」は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。	・１，２号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 （１，２号炉の解体撤去物のクリアランスに伴い，管理区域図７９としてクリアランス第３建屋の追加） ・クリアランス第３建屋の追加は，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）

変　更　前	変　更　後	備　　考
添付－３　廃止措置対象施設の維持管理 （１） １号炉 （別添３－１参照） （２） ２号炉 （別添３－２参照）	（添付－３を削除する）	・廃止措置計画変更認可申請書の反映 （廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更）

表73－1保安教育実施方針（総括表）

別添1－1（変更前）

保安教育の内容					対象者と教育時間　※4								
					技術系所員								
									運転員				
大分類	中分類（実用炉規則第92条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	廃止措置部長 廃止措置計画課員	廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員（廃止措置工事課長及び廃止措置工事課副長を除く）	廃止措置の業務に関わる者	廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者	技術系所員のうち左記以外の技術系所員	事務系所員他
入所時に実施する教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法及び法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ※3		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	○（0.5時間以上）	×
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置計画	廃止措置の概要		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要※3		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		法令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3	管理区域内において，核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は，表73－2参照								
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること※3										
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3										
			管理区域への立入り及び退去の手順※3										
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3										
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響※3										
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序※3										
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3										
その他反復教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※2	総則，品質マネジメントシステム，保安管理体制，保安教育，記録及び報告に関すること並びに法令等の遵守※2	1回／3年毎以上	◎（1時間以上）	対象者と実施時期，教育時間については，表73－3参照						○（1時間以上）	○（1時間以上）
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置管理	廃止措置計画に関すること		◎（1時間以上）							○（1時間以上）	×
			安全貯蔵措置に関すること										
			工事の計画及び実施に関すること										
			工事の実施状況に関すること（区域管理、線量当量率等の測定を含む）	1回／年毎以上	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	×	×	×	
		施設運用管理	通則（第20条から第23条）に関すること	1回／3年毎以上	◎（0.5時間以上）	対象者と実施時期，教育時間については，表73－3参照						○（0.5時間以上）	
			異常時の対応措置に関すること										
			巡視に関すること		×							×	
			異常時対応（現場機器対応）										
			異常時対応（中央制御室内対応）										
			異常時対応（指揮，状況判断）										
		施設管理	施設管理計画に関すること※3 施設の維持管理に関すること		◎（1時間以上）							○（1時間以上）	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い※3		◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	○（1時間以上）	×
			管理区域への出入り管理等，区域管理に関すること※3										
			線量限度等，被ばく管理に関すること※3										
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3										
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3										
			請負会社等の放射線防護に関すること※3										
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3		◎（0.5時間以上）	対象者と実施時期，教育時間については，表73－3参照						○（0.5時間以上）	×
			管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること		×							×	×
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること※3（アクシデントマネジメント対応を含む）		◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）

※1：各課長又は原子力研修センター所長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：法令等の遵守とは，関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
※3：保安教育の内容は，第1編第117条表117－1の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により，表117－1の保安教育を実施したとみなすことができる。
※4：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※5：アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）。
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）。
×：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

表73－1保安教育実施方針（総括表）

別添1－2（変更後）

保安教育の内容					対象者と教育時間　※4								
					技術系所員								事務系所員他
					廃止措置部長 廃止措置計画課員	廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員（廃止措置工事課長及び廃止措置工事課副長を除く）	廃止措置の業務に関わる者	運転員 廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者	技術系所員のうち左記以外の技術系所員	
大分類	中分類（実用炉規則第92条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期									
入所時に実施する教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法及び法令等の遵守※2	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ※3		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	○（0.5時間以上）	×
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置計画	廃止措置の概要		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要※3		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
放射線業務従事者教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		法令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3	管理区域内において，核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は，表73－2参照								
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること※3										
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3										
			管理区域への立入り及び退去の手順※3										
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3										
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響※3										
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序※3										
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3										
その他反復教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※2	総則，品質マネジメントシステム，保安管理体制，保安教育，記録及び報告に関すること並びに法令等の遵守※2	1回／3年毎以上	◎（1時間以上）	対象者と実施時期，教育時間については，表73－3参照						○（1時間以上）	○（1時間以上）
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置管理	廃止措置計画に関すること		◎（1時間以上）							○（1時間以上）	×
			安全貯蔵措置に関すること										
			工事の計画及び実施に関すること										
			工事の実施状況に関すること（区域管理、線量当量率等の測定を含む）	1回／年毎以上	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	×	×	×	
		施設運用管理	第19条から第23条に関すること	1回／3年毎以上	◎（0.5時間以上）	対象者と実施時期，教育時間については，表73－3参照						○（0.5時間以上）	
			異常時の対応措置に関すること		×							×	
			巡視に関すること										
			異常時対応（現場機器対応）										
			異常時対応（中央制御室内対応）										
			異常時対応（指揮，状況判断）										
		施設管理	施設管理計画に関すること※3 施設の維持管理に関すること		◎（1時間以上）							○（1時間以上）	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い※3		◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	◎（1時間以上）	○（1時間以上）	×
			管理区域への出入り管理等，区域管理に関すること※3										
			線量限度等，被ばく管理に関すること※3										
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3										
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3										
			請負会社等の放射線防護に関すること※3										
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3		◎（0.5時間以上）	対象者と実施時期，教育時間については，表73－3参照						○（0.5時間以上）	×
			管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること		×							×	×
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること※3（アクシデントマネジメント対応を含む）		◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）	◎※5（0.5時間以上）

※1：各課長又は原子力研修センター所長が，所長により別途承認された基準に従い，
　　各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については，
　　該当する教育について省略することができる。
※2：法令等の遵守とは，関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
※3：保安教育の内容は，第1編第117条表117－1の保安教育と同じであり、本表の保安教育の
　　実施により，表117－1の保安教育を実施したとみなすことができる。
※4：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※5：アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）。
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）。
×：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

表73－3 保安教育実施方針

別添2－1（変更前）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※3						実施頻度及び時間
中分類	小分類（項目）	細目		廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員（廃止措置工事課長及び廃止措置工事課副長を除く）	廃止措置の業務に関わる者	運転員 廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1		総則，品質マネジメントシステム，保安管理体制，保安教育，記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	＜廃止措置工事課長，廃止措置工事課副長，廃止措置工事課員，廃棄物管理課副長＞ 3年間で24時間以上※4 ＜廃止措置の業務に関わる者，放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者，廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※4
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録※2	◎	×	×	◎	×	×	
原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置管理	廃止措置計画に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		安全貯蔵措置に関すること								
		工事の計画及び実施に関すること								
	施設運用管理	施設運用管理Ⅰ	通則（第20条から第23条）についての概要および根拠	◎	◎	◎	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎（放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	
			異常時の対応措置の概要							
		巡視	巡視の範囲と確認項目および根拠	◎	◎	◎	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎（放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	
		異常時対応（現場機器対応）	各設備の操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎（放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	
			警報発生時の対応（現場操作）							
			異常時操作の対応（現場操作）					×		
		施設運用管理Ⅱ	通則（第20条から第23条）の適用と根拠	◎	◎	×	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
			異常時の対応措置を実施する際の操作手順書				×			
		巡視	巡視時の確認項目の根拠	◎	◎	×	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
		異常時対応（中央制御室内対応）	各設備の操作と監視項目	◎	◎	×	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
			警報発生時の対応操作（中央制御室）							
			異常時操作の対応（中央制御室）							
		施設運用管理Ⅲ	異常時の対応措置を実施する際の操作手順書の根拠	◎	×	×	×	×	×	
		異常時対応（指揮，状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令含む）	◎	×	×	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
			警報発生時の監視項目							
	施設管理		施設管理計画に関する概要 施設の維持管理に関する概要	◎	◎	×	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2		◎	◎	◎	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎（放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎（廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ））	
		管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること								

※1：法令等の遵守とは，関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
※2：保安教育の内容は，第1編第117条表117－3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により，表117－3の保安教育を実施したとみなすことができる。
※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※4：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・この〇年間で〇〇時間以上とは、対象者が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り）
×：教育の対象外

表73－3　保安教育実施方針

別添2－2（変更後）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※3						実施頻度及び時間
中分類	小分類（項目）	細目		廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長	廃止措置工事課員（廃止措置工事課長及び廃止措置工事課副長を除く）	廃止措置の業務に関わる者	運転員 廃棄物管理課副長	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1		総則，品質マネジメントシステム，保安管理体制，保安教育，記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	＜廃止措置工事課長，廃止措置工事課副長，廃止措置工事課員，廃棄物管理課副長＞ 3年間で24時間以上※4 ＜廃止措置の業務に関わる者，放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者，廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※4
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録※2	◎	×	×	◎	×	×	
原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置管理	廃止措置計画に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		安全貯蔵措置に関すること								
		工事の計画及び実施に関すること								
	施設運用管理	施設運用管理Ⅰ	第19条から第23条についての概要 異常時の対応措置の概要	◎	◎	◎	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	
		巡視	巡視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	
		異常時対応（現場機器対応）	各設備の操作の概要（現場操作） 警報発生時の対応（現場操作）	◎	◎	◎	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	
			異常時操作の対応（現場操作）					×		
		施設運用管理Ⅱ	第19条から第23条の適用と根拠	◎	◎	×	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
			異常時の対応措置を実施する際の操作手順書				×			
		巡視	巡視時の確認項目の根拠	◎	◎	×	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
		異常時対応（中央制御室内対応）	各設備の操作と監視項目 警報発生時の対応操作（中央制御室） 異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	×	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
		施設運用管理Ⅲ	異常時の対応措置を実施する際の操作手順書の根拠	◎	×	×	×	×	×	
		異常時対応（指揮，状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令含む） 警報発生時の監視項目	◎	×	×	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
	施設管理		施設管理計画に関する概要 施設の維持管理に関する概要	◎	◎	×	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2		◎	◎	◎	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ）	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	◎ （廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関することのみ））	
		管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること								

※1：法令等の遵守とは，関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
※2：保安教育の内容は，第1編第117条表117－3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により，表117－3の保安教育を実施したとみなすことができる。
※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※4：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・この〇年間で〇〇時間以上とは、対象者が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り）
×：教育の対象外

（１） １号炉

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	地下２階，地上５階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	外観目視	１年に１回	建築課長	第２段階中，機能維持
		廃棄物処理建家	地下２階，地上２階建 鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	
		タービン建家	地下１階，地上３階建 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造		外観目視	１年に１回	建築課長	
		希ガスホールドアップ装置建家	地下１階，地上３階建 鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	当該建家内の管理区域解除完了まで
		復水ろ過脱塩装置建家	地下２階，地上２階建 鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	第２段階中，機能維持
原子炉本体	原子炉容器	原子炉圧力容器	低合金鋼製の耐圧容器	漏えい防止機能 遮へい機能	漏えい確認	水張りの都度	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
	放射線遮へい体	原子炉圧力容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		ドライウェル外周の壁	鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	
		原子炉建家外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	外観目視	１年に１回	建築課長	
		廃棄物処理建家外壁	鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機（１号炉原子炉建家内）	・基数：１式	移送機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	制御材等の使用済燃料貯蔵プール（１号炉原子炉建家内）からの搬出完了まで
		原子炉建家天井クレーン（１号炉原子炉建家内）	・基数：１基	吊上げ・運搬機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール １式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	漏えい確認 外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	貯蔵対象物の使用済燃料貯蔵プール（１号炉原子炉建家内）からの搬出完了まで

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	・基数：１基 地上高さ：約 20m	放出経路確保機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系						
		・機器ドレン収集タンク	・基数：１基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・機器ドレン清水槽	・基数：１基		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・機器ドレンサンプルタンク	・基数：２基		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・廃液サージタンク	・基数：１基		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・ろ過装置	・基数：２基（常用設備） ・基数：１基（予備設備）		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・脱塩装置	・基数：１基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		床ドレン処理系						
		・床ドレン収集タンク	・基数：１基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・床ドレンサンプルタンク	・基数：１基（再使用系） ・基数：２基（放出系）		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・ろ過装置	・基数：１基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・脱塩装置	・基数：１基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		再生廃液処理系						
		・廃液中和タンク	・基数：２基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・廃液濃縮器	・基数：２基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		シャワードレン系（１号及び２号炉共用）						
		・シャワードレンタンク	・基数：２基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		復水器冷却水放水路	・一式	放出経路確保機能	外観目視	１年に１回	土木課長	

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系						
		・濃縮廃液貯蔵タンク	・基数：３基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		使用済樹脂系						
		・原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	・基数：４基 ・容量：約 30m³×２ ：約 90m³×２	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	・基数：３基 ・容量：約 95m³×３		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・使用済樹脂貯蔵タンク	・基数：２基 ・容量：約 50m³×２		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・復水系粉末樹脂貯蔵槽	・基数：３基 ・容量：約 380m³×３		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		フィルタスラッジ系						
		・フィルタスラッジ貯蔵タンク	・基数：２基 ・容量：約 90m³×２	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ						
		・プロセス系液体モニタ	原子炉機器冷却水系モニタ ・台数：２台 原子炉機器冷却系海水モニタ ・台数：２台	放射線監視機能 放出管理機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		エリア放射線モニタ	・台数：35 台	放射線監視機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持（希ガスホールドアップ装置建家のエリア放射線モニタ（１台）は，建家の汚染の除去工事着手まで）
		試料放射能測定装置（１号及び２号炉共用）	波高分析装置 ・台数：１台※２ 液体シンチレーション計数装置 ・台数： １台※２		機能確認	１年に１回	プラント管理課長	第２段階中，機能維持
		放射線管理室（１号及び２号炉共用）	線量当量率測定用サーベイメータ ・台数：６台※３ 汚染密度測定用サーベイメータ ・台数：６台※３		機能確認	１年に１回	放射線管理課長	
		汚染除去室（１号及び２号炉共用）	体表面モニタ ・台数：７台※３		機能確認	１年に１回	放射線管理課長	第２段階中，機能維持（希ガスホールドアップ装置建家の体表面モニタ（１台）は，希ガスホールドアップ装置建家の全域が汚染のおそれのある管理区域でなくなるまで）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ ・台数：１台 排気サンプリング装置 ・一式	放射線監視機能 放出管理機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		廃棄物処理系排水モニタ	・台数：１台		機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		排水のサンプリング装置	・一式		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	送風機 ・台数：２台 排風機 ・台数：２台 高性能粒子フィルタ ・台数：２台	換気機能	運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池　所内用	・組数：２組	電源供給機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
その他主要施設	発電所補助系	タービン建家換気系	空気供給系　１系列 排気系　１系列	換気機能	運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		廃棄物処理建家換気系	空気供給系　１系列 排気系　１系列		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		希ガスホールドアップ装置建家換気系	空気供給系　１系列 排気系　１系列		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	建家の汚染の除去工事着手まで
		復水ろ過脱塩装置建家換気系	空気供給系　１系列 排気系　１系列		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		消火装置	・一式	消火機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持（エリア解体撤去に合わせ，供用が終了していることを確認した箇所を除く）
		計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能	運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
	原子炉補助系	原子炉機器冷却海水系	系統数 ・２系統	放出経路確保機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
	－	クレーン設備	・一式	吊上げ・運搬機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	吊上げ・運搬対象物の撤去完了まで
	－	照明設備	安全確保上必要な照明設備（非常用照明設備）	照明機能	外観目視	適宜	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
その他主要施設	―	危険物貯蔵施設	・一式	漏えい防止機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	危険物が搬出又は処理されるまで

１年に１回：４月１日を始期とする１年の間に１回実施（ただし，点検・補修等による運転停止又は設備工事等により，当該年度内に実施することが困難な場合は除く。）

※１：付随する機器を含め廃止措置管理指針に定める。

※２：３号炉，４号炉及び５号炉の試料放射能測定装置と共用で確保する数量（試料放射能測定装置の機能確認については第１編に規定）。

※３：３号炉，４号炉及び５号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（放射線計測器類の機能確認については第１編に規定）。

（２）２号炉

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建屋	地下２階，地上５階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	外観目視	１年に１回	建築課長	第２段階中，機能維持
		廃棄物処理建屋	地下２階，地上２階建 鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	
		タービン建屋	地下１階，地上３階建 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造		外観目視	１年に１回	建築課長	
原子炉本体	原子炉容器	原子炉圧力容器	低合金鋼製の耐圧容器	漏えい防止機能 遮へい機能	漏えい確認	水張りの都度	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
	放射線遮へい体	原子炉圧力容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		ドライウェル外周の壁	鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	
		原子炉建屋外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	外観目視	１年に１回	建築課長	
		廃棄物処理建屋外壁	鉄筋コンクリート造		外観目視	１年に１回	建築課長	
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機（２号炉原子炉建屋内）	・基数：１式	移送機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	制御材等の使用済燃料貯蔵プール（２号炉原子炉建屋内）からの搬出完了まで
		原子炉建屋天井クレーン（２号炉原子炉建屋内）	・基数：１基	吊上げ・運搬機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール １式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	漏えい確認 外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	貯蔵対象物の使用済燃料貯蔵プール（２号炉原子炉建屋内）からの搬出完了まで

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	・基数：１基 地上高さ：約 23m	放出経路確保機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系						
		・機器ドレン収集槽	・基数：１基	放射性廃棄物処理機能	漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・機器ドレン清水槽	・基数：１基		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・機器ドレンサンプル槽	・基数：２基		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・機器ドレンサージ槽	・基数：１基		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・ろ過装置	・基数：２基（常用設備） ・基数：１基（予備設備）		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・脱塩装置	・基数：１基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		床ドレン処理系						
		・床ドレン収集タンク	・基数：１基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・床ドレンサンプルタンク	・基数：１基（再使用系） ・基数：２基（放出系）		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・ろ過装置	・基数：１基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・脱塩装置	・基数：１基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		化学廃液処理系						
		・雑廃液サージ槽	・基数：１基	放射性廃棄物処理機能	漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・再生廃液収集タンク	・基数：２基		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・廃液濃縮器	・基数：２基		運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		シャワードレン系（１号及び２号炉共用）						
		・シャワードレンタンク	・基数：２基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		復水器冷却水放水路	・一式	放出経路確保機能	外観目視	１年に１回	土木課長	

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系						
		・濃縮廃液貯蔵タンク	・基数：３基	放射性廃棄物処理機能	外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		使用済樹脂系						
		・原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	・基数：３基 ・容量：約 45m^3×2 ：約 225m^3×1	放射性廃棄物処理機能	漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		・燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	・基数：３基 ・容量：約 45m^3×2 ：約 225m^3×1		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・使用済樹脂貯蔵槽	・基数：２基 ・容量：約 70m^3×2		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		・復水系粉末樹脂貯蔵槽	・基数：５基 ・容量：約 430m^3×5		漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	
		フィルタスラッジ系						
		・フィルタスラッジ貯蔵槽	・基数：２基 ・容量：約 225m^3×2	放射性廃棄物処理機能	漏えい確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ						
		・プロセス系液体モニタ	原子炉機器冷却水系モニタ ・台数：２台 原子炉機器冷却系海水モニタ ・台数：２台	放射線監視機能 放出管理機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		エリア放射線モニタ	・台数：39 台	放射線監視機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持すべき仕様，性能	要求される機能	点検の計画※１			
					点検方法	点検頻度	所管課長	維持すべき期間
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	試料放射能測定装置（１号及び２号炉共用）	波高分析装置 ・台数：１台※２ 液体シンチレーション計数装置 ・台数：１台※２	放射線監視機能	機能確認	１年に１回	プラント管理課長	第２段階中，機能維持
		放射線管理室（１号及び２号炉共用）	線量当量率測定用サーベイメータ ・台数：６台※３ 汚染密度測定用サーベイメータ ・台数：６台※３		機能確認	１年に１回	放射線管理課長	
		汚染除去室（１号及び２号炉共用）	体表面モニタ ・台数：７台※３		機能確認	１年に１回	放射線管理課長	
	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ ・台数：１台 排気サンプリング装置 ・一式	放射線監視機能 放出管理機能	機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		廃棄物処理系排水モニタ	・台数：１台		機能確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持
		排水のサンプリング装置	・一式		外観目視	１年に１回	廃止措置工事課長	
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建屋常用換気系	送風機 ・台数：２台 排風機 ・台数：２台 高性能粒子フィルタ ・台数：２台	換気機能	運転状態確認	１年に１回	廃止措置工事課長	第２段階中，機能維持

<table>
<tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の区分</th><th rowspan="2" colspan="2">設備（建屋）名称</th><th rowspan="2">維持すべき仕様，性能</th><th rowspan="2">要求される機能</th><th colspan="4">点検の計画※1</th></tr>
<tr><th>点検方法</th><th>点検頻度</th><th>所管課長</th><th>維持すべき期間</th></tr>
<tr><td>その他原子炉の附属施設</td><td>非常用電源設備</td><td>蓄電池</td><td>所内用</td><td>・組数：1組（250V(A系)）
・組数：2組（125V）</td><td>電源供給機能</td><td>外観目視</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td><td>第2段階中，機能維持</td></tr>
<tr><td rowspan="8">その他主要施設</td><td rowspan="4">発電所補助系</td><td colspan="2">タービン建屋換気系</td><td>空気供給系　1系列
排気系　1系列</td><td rowspan="2">換気機能</td><td>運転状態確認</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td><td rowspan="2">第2段階中，機能維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物処理建屋換気系</td><td>空気供給系　1系列
排気系　1系列</td><td>運転状態確認</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火装置</td><td>・一式</td><td>消火機能</td><td>外観目視</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td><td rowspan="2">第2段階中，機能維持（エリア解体撤去に合わせ，供用が終了していることを確認した箇所を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">計器用圧縮空気系</td><td>計器用圧縮空気設備
一式</td><td>圧縮空気供給機能</td><td>運転状態確認</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td></tr>
<tr><td>原子炉補助系</td><td colspan="2">原子炉機器冷却海水系</td><td>系統数
・2系統</td><td>放出経路確保機能</td><td>外観目視</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td><td>第2段階中，機能維持</td></tr>
<tr><td>－</td><td colspan="2">クレーン設備</td><td>・一式</td><td>吊上げ・運搬機能</td><td>外観目視</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td><td>吊上げ・運搬対象物の撤去完了まで</td></tr>
<tr><td>－</td><td colspan="2">照明設備</td><td>安全確保上必要な照明設備（非常用照明設備）</td><td>照明機能</td><td>外観目視</td><td>適宜</td><td>廃止措置工事課長</td><td>第2段階中，機能維持</td></tr>
<tr><td>－</td><td colspan="2">危険物貯蔵施設</td><td>・一式</td><td>漏えい防止機能</td><td>外観目視</td><td>1年に1回</td><td>廃止措置工事課長</td><td>危険物が搬出又は処理されるまで</td></tr>
</table>

1年に1回：4月1日を始期とする1年の間に1回実施（ただし，点検・補修等による運転停止又は設備工事等により，当該年度内に実施することが困難な場合は除く。）

※1：付随する機器を含め廃止措置管理指針に定める。

※2：3号炉，4号炉及び5号炉の試料放射能測定装置と共用で確保する数量（試料放射能測定装置の機能確認については第1編に規定）。

※3：3号炉，4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（放射線計測器類の機能確認については第1編に規定）。